いいがん 北社市 移住支援金) (

北杜市への移住・就業で支援金を支給します!

東京圏から北杜市に移住したい方

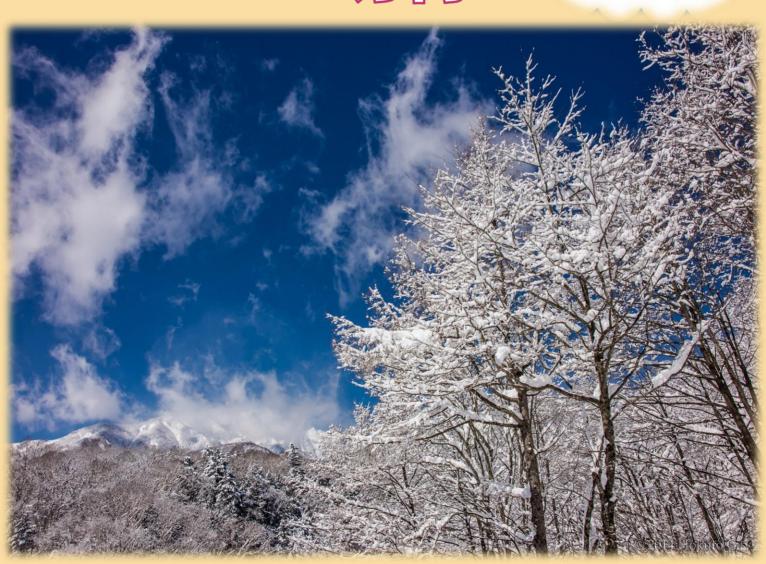
北杜市で働いて みたい方

北杜市で起業して みたい方 **學身世帶** 60万円

2人**以上世**等 100万円 家族で北杜市に 住んでみたい方

北杜市で子育て したい方

北杜市が 大好きな方



1. 移住支援金とは?

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から北杜市に転入し、対象となる企業 等に就業した方や山梨県が実施する起業支援事業により起業した方に対し、移住支援金 を支給します。

東京圏 から 北杜市 に転入



北杜市 から 支援金 を支給

単身世帯の場合 60万円 2人以上世帯の場合 100万円(世帯要件あり)

2. 支給要件(次のすべてに該当する方が対象となります。)

- ①移住直前の10年間のうち通算5年以上東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区に通勤していた方
- ②移住直前に連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ③2019年4月1日以降に北杜市に転入した方で転入時に50歳未満の方
- ④申請時に、北杜市に転入後3箇月以上1年以内であること。
- ⑤申請後、5年以上継続して北杜市に居住する意思がある方
- ⑥申請年度及び申請年度前年度の北杜市の市税並びに市区町村税を滞納していない方
- ⑦暴力団等の反社会的勢力や関係を有する者でないこと。
- ⑧日本人もしくは外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者または特別永住者のいずれかの在留資格を有する方 など

《就業の場合》

- ①山梨県等がマッチングサイトに支援金の対象として掲載する企業等に就業した方で当該企業等への応募日がマッチングサイトの掲載した日以降であること。
- ②就業先が、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
- ③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職している方
- ④就業先に申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。 《起業の場合》
- ①山梨県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けた方

3. 申請期間

《就業の場合》

就業から3箇月を経過し、かつ、移住後3箇月以上1年以内の期間 《起業の場合》

起業支援金の交付決定を受けた日から1年以内の期間。ただし、交付決定日が転入した日以降の場合は、転入した日から1年以内の期間

※ 申請書は、毎年度、1月末日を提出期限とします。

4. 支援金の支給の流れ

《補助金申請フロー》

補助金申請

交付決定

補助金請求

支援金支給

《添付書類》

写真付き身分証明書の写し、就業証明書(転入前・転入後)、北杜市住民票、 移住前の住民票の除票又は戸籍の附票等、納税証明書(前住所地・北杜市)、 起業支援金決定通知書の写しなど

5. 支援金の返還について (次に該当する場合は、支援金の返還対象となります。)

①虚偽その他不正な行為により支援金交付を受けた場合

②申請日から3年未満の間に北杜市から転出した場合

③申請日から1年以内に支援金の要件に該当する企業等を退職した場合

④起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

⑤市が行う報告の求めや調査に応じない場合

⑥申請日から3年以上5年以内に北杜市から転出した場合

全額返還

全額返還全額返還

全額返還

全額返還

半額返還

※ ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合で、山梨県知事及び北杜市長がや むを得ない事由として認めた場合は返還の必要はありません。

《返還請求フロー》É

対象企業離職または転出

交付決定取り 消し

返還請求

返還金納付

6. 事前相談について

移住支援金の申請をされる方は、原則として、北杜市地域課に事前相談を行ってください。補助金交付申請書を提出しても不交付決定となる場合があります。

7. よくあるご質問

- Q 東京23区内や東京圏(東京23区及び条件不利地域以外)内の転入出は対象と なりますか?
- A 移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住していた方または東 京圏(条件不利地域以外)に在住し、かつ、東京23区に通勤していた方が対 象となるため、当該区域内の転入出は対象となります。
- Q 移住支援金の使途は決められていますか?
- 移住に要する費用負担の軽減を目的としているため、使途は定めていません。
- Q 住所は、北杜市にあるが、就業先が他の市町村の場合は対象となりますか?
- A 住所が北杜市で、マッチングサイトに掲載されている法人等への就業であれば、 就業地が他の市町村であっても北杜市から支援金を支給します。
- Q 年齢制限は、ありますか?
- 北杜市に転入した日において、50歳未満の者が対象者となります。
- Q 就業後に移住しても対象となりますか?
- マッチングサイトに登録された企業等に就業してから3箇月が経過し、平成31 年4月1日以降の転入で、申請時において転入後3箇月以上1年以内であれば対象 となります。
- Q 移住から1年以内に対象外の企業から対象企業に就業した場合対象となります。 か?
- A 申請時に対象企業への就業から3箇月が経過し、転入後3箇月以上1年以内であ れば対象となります。
- Q 世帯の申請をする場合に条件は、ありますか?
- A 申請者を含む2人以上の世帯員が転入前と転入後において同一世帯に属し、平成 31年4月1日以降の転入であることなどがあります。
- Q 対象企業を退職した場合や北杜市から転出することとなった場合は、支援金の返 還対象となりますか?
- A 返還対象となります。返還区分は、在職期間や在住期間により異なります。

【移住支援金に関する問い合わせ】

北杜市総務部地域課ふるさと創生担当 TEL 0551-42-1323

FAX 0551-42-1122

北杜市移住定住・しごと相談窓口 TEL 0551-45-8282

地域課メールアドレス chiiki@city.hokuto.yamanashi.jp

または、北杜市ホームページをご覧ください

北杜 移住

検索

いいじゃん、北杜市 移住定住ポータルサイト





北杜市